

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！ 日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース 第2号（2006年9月5日）

外務省から「部分開示」の決定通知

日本政府の 隠蔽体質は変わらず 第4次日韓会談 本会議 議事録を部分開示

2006年4月25日、「日韓会談文書・全面公開を求める会」（以下、求める会）は、日韓国交正常化交渉（日韓会談）時に日本政府が作成したすべての公文書の開示を請求しました。それに対する外務省の回答は、「一部は2006年6月24日までに開示決定し、残りは2年後の2008年5月26日までに開示決定する」というものでした。

ところが、決定期限の6月24日までの開示決定は、再三の督促にも関わらず延期され続け、ようやく8月17日になって通知されました。これらはいずれも部分開示で、「公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました」という決定理由が付けられています。

今回、外務省から「部分開示」決定通知が来た13件

第4次日韓会談	第1回本会議	議事録
第4次日韓会談	第2回本会議	議事録
第4次日韓会談	第3回本会議	議事録
第4次日韓会談	第4回本会議	議事録
第4次日韓会談	第5回本会議	議事録
第4次日韓会談	第6回本会議	議事録
第4次日韓会談	第7回本会議	議事録
第4次日韓会談	第8回本会議	議事録
第4次日韓会談	第9回本会議	議事録
第4次日韓会談	再開第1回(第11回)本会議	議事録
第4次日韓会談	再開第2回(第12回)本会議	議事録
第4次日韓会談	再開第3回(第13回)本会議	議事録
第4次日韓会談	再開第4回(第14回)本会議	議事録

◇ 目 次 ◇

外務省から「部分開示」の決定通知	……1
決定通知に対する「求める会」の方針	…2
再三の延期に「要請書」を提出	……3
報告集会（9月18日）のお知らせ	……4
会員は訴える ～「陳述書」から～	……5
韓国だより 『市民連帯速報』から	…6-7
事務局だより	……8

第4次日韓会談とは

第4次会談は1958年4月から1960年4月まで開催され、基本関係、韓国請求権、漁業及び「平和ライン」、在日韓国人の法的地位などが議題に上っています。

今回の決定は、ニュース第1号で予想したように、「求める会」による請求以前に開示決定された第1、2、4、5、7次会談のうちの、しかも第4次会談の本会談会議録のみというものです。

韓国では既に関示済み

2005年8月、韓国政府は韓日会談文書を全面公開しています。勿論、今回外務省が部分開示した第4次会談の文書も公開しています。相手国が、すでに開示しているにもかかわらず、日本の外務省が「公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがある」とするのは、なぜなのか。

「求める会」の闘いは、いよいよ始まりました。会員・サポーター会員のみなさまからの、よりいっそうのご支援を賜りたいと思います。

～外務省の一部不開示決定に対する方針～

10 月までに不服申立てをしつつ 12 月頃の提訴に向けて準備

外務省からの部分開示決定を受けて、求める会は、8 月 21 日、第 12 回（拡大）打合せ会議を開きました。討議の結果、満場一致で、8 月 17 日の一部不開示決定に対し、10 月までに不服申立てをしつつ、あわせて 12 月頃の提訴に向けて準備をすることになりました。

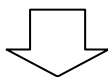
提訴は、開示請求に係る決定日（2006 年 8 月 17 日）から 6 ヶ月以内に、また、この開示決定に不服があるときの「不服申立て」は、60 日以内に行うことになっています。ただし、不服申立てをしても、外務大臣が

諮問しない限り、決定内容を精査・検討する審査会は開かれません。

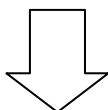
今回受け取った日本政府作成の公文書（合計で 65 枚分）のうちの墨塗り部分は、すでに韓国で公開されていますから、請求人（求める会）側で文言を明らかにすることが可能です。

求める会としては、文言を明らかにした墨塗り部分を立証することにより、「交渉上不利を被るおそれがある」のかどうかの判断を、まず、審査会に検討させることが必要であるとの結論に達しました。

2006 年 4 月 25 日 開示請求

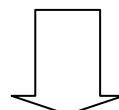


2006 年 8 月 17 日「部分開示」通知（事実上の不開示）



審査会への不服申立て

期限：2006 年 10 月 15 日まで



直ちに訴訟を提起することができる

期限：2007 年 2 月 16 日まで

Q & A

Q 運動方針・基本方針の「非開示後は直ちに提訴」を、なぜ変えたのですか。

A この裁判（行政事件訴訟法）は、外務大臣の不開示とした理由が、それに相当するかどうかをめぐる争われるので、まずは審査会で不開示の理由を明らかにさせることが必要である、との結論に達しました。

Q 第 12 回（拡大）打合せ会は、どういうメンバーでおこなわれましたか。

A 運動方針の改正は総会に諮ることになっています。今回総会に代えて（拡大）打合せ会を開催しました。共同代表 5 人中 4 人、弁護士 6 人中 5 人、それに副代表・事務局の 4 人が出席しました。

再三の延期に要請書を提出 ～決定期日を 54 日延長～

ニュース第 1 号でお伝えしたように、4 月 25 日に外務省に対して日韓会談文書の全面開示請求をおこないました。それに対して、5 月 25 日の文書による外務省からの回答は、「可能な部分については 6 月 24 日までに開示決定、残りは 2 年後までに…」というものでした。

ところが 6 月 24 日を過ぎて、再三にわたる督促にもかかわらず、回答は延期され続けました。そこで求める会は、8 月 2 日に、

「6 月 24 日に開示決定するとした文書を、これ以上は遅滞することなく、8 月 11 日（金）午前中にコピーして渡すこと」という内容の要請書を、外務省に提出しました。

「然るべき対応をいたします」との言葉で、要請書は受理されましたが、これも 1 週間延長され、8 月 17 日になってようやく開示決定がなされました。外務省は、決定期日を 54 日も延長したことになります。

2006 年 8 月 2 日

外務大臣 麻生 太郎 殿

吉澤文寿他 432 名（代理人 山本直好）

要 請 書

吉澤文寿 他 432 名が行なった 開示請求番号 2006-00588 の開示請求に対して、平成 18 年 6 月 24 日に開示決定するとした文書を、これ以上遅滞することなく、8 月 11 日（金）の午前中にコピーして、渡すことを強く要請いたします。

「理由」

平成 18 年 4 月 25 日、請求人 331 名の連名による日韓会談文書の全面公開を請求いたしました。5 月 25 日の文書による回答は、可能な部分については 6 月 24 日までに開示決定、残りは 2 年後までに、という内容でした。

しかし、その後、以下の経過にみるように、再度の督促にもかかわらず、回答は延長され続けました。このような対応は、日韓両国の最終請求人 433 名への、誠意ある対応とは到底考えられず、上記要請を行なうに至りました。

なお、今回の要請書と、これに対する回答は、すべての請求者に公表いたします。

「経過」

6 月 24 日 回答なし

7 月 4 日 電話により催促した結果、作業が遅れ、あと 2 週間かかりそうとの返答に対して、延期の理由を文書で回答するように要請

7 月 5 日 延期の理由を文書回答はしない。さらに 2 週間、7 月末まで延期することになると通告

7 月 28 日 7 月末に回答するよう電話により催促した結果、さらに 1～2 週間延長との返答を受ける。

以 上

報告集会のお知らせ

交渉の相手韓国が全面公開し、さらに原則として30年を経過すれば外交記録を公開するという制度をとっているにもかかわらず「部分開示」（事実上の不開示）を示した外務省。どうすれば、日本政府の、この隠蔽体質を打ち破ることができるのか。

永年、日韓会談の研究を積み重ねてこられた共同代表・吉澤文寿氏の報告と、併せて、情報公開法に基づく文書公開請求の経験をもっておられる中島昭夫氏をお迎えして、情報公開法に関する理論を学び、問題解決の糸口を探るために企画しました。

奮ってご参加下さい。

日 時 **9月18日（月祝） 13:30~16:30**

場 所 **東京しごとセンター 5F 第2セミナー室**

（東京都千代田区飯田橋 3-10-3 TEL:03-5211-2310）

1. 部分開示決定の報告と「求める会」の方針

共同代表 吉澤文寿氏

2. 講演「外交文書と情報公開」 講 師 中島昭夫氏

3. 弁護士報告

弁護士 小町谷育子氏

会 費 **1000円**（資料代）



中島昭夫氏 紹介

元朝日新聞記者。1997年、日本弁護士連合会の米国・情報自由法調査団に参加。著書に『使い倒そう！情報公開法』（日本評論社、1999年）、『これでいいのか 情報公開法』（花伝社、2005年）等。中島氏自身も情報公開法に基づいて日韓会談に関わる文書の公開を申請して、“不開示”となった経験をもつ。

会場までの交通アクセス 飯田橋駅から

JR 中央線 東口下車 徒歩7分
東京メトロ（東西線）A5出口 徒歩6分
東京メトロ（有楽町線・南北線）、都営地下鉄大江戸線、A2出口より徒歩7分

水道橋駅から

JR 中央線 西口下車 徒歩8分

九段下駅から

東京メトロ（東西線）7番出口 徒歩8分
東京メトロ（半蔵門線）都営地下鉄新宿線3番出口より徒歩10分

会員は訴える ～「陳述書」から～

求める会では、入会していただいた時点で、会員・当事者会員の方には「陳述書」を、サポーター会員には「サポーターからの一言」を書いていただくようお願いしました。その際、ホームページ、会報に記載させていただく場合があると明記していますが、匿名とし、地域、性別のみ表記いたしました。

10年にわたって、日本軍性奴隷制度、いわゆる「慰安婦」制度被害者たちの尊厳の回復を求めて闘ってきました。この間、国連人権機関にも働きかけを行ってきました。日本政府は人権委員会でも女性差別撤廃委員会でも、「サンフランシスコ平和条約と二国間条約で解決済み」と返答をしてきました。しかし、二国間条約で「慰安婦」問題が議題にあがっていない以上、日本政府には法的責任があるはずです。

日韓条約で「慰安婦」問題が議題にあがっていないことを、日本政府の会談文書で確認したい。事実を真摯に見つめ、加害国・日本の戦争責任を果たすことは、アジアに平和を築くための第一歩です。21世紀を生きる次世代のためにも、日韓条約関連文書の情報不開示処分の取り消しを求めます。
(東京・女性)

私は1951年12月11日、日本で生まれました。その後、数々の出会いの中から、多くの韓国・朝鮮人の悲しみと苦しみを知ることになりました。かつて日本が不当にも朝鮮を植民地支配下に置き、とくに、第二次世界大戦時に朝鮮半島出身者を軍人・軍属として、あるいは労務者として、あるいは軍慰安婦として、徴用、徴兵、連行したことは歴史の事実であります。彼ら、彼女らの多くは無念にも生命を失い、命を取りとめても、傷つき、家族と別れ別れになり、想像を絶する悲しみを背負い続けています。

私は2001年6月、東京地裁に提訴された通称「在韓軍人軍属裁判」を支援する活動をしています。400名を超える韓国人の原告たちは、肉親の生死確認、戦死通知確認、遺骨返還を求める人びと、未払い金の返還を求める人びと、シベリア抑留者への補償を求める人びと、心ならずもBC級戦犯に仕立て上げられたことへの補償を求める人びと、遺族に無断に靖国神社に合祀されている肉親の、合祀取り下げを求める人びとが名を連ねています。

彼らの要求が戦後60年も経た今日、なお未解決であることは、異常なことであります。解決の障壁の一つが、1965年の日韓請求権協定によって解決済みとされてきたことにあります。日本の植民地支配について言及のない本協定は、理不尽極まりないことです。よって、この協定締結にかかわる全ての会談文書の即時公開を強く求めるものであります。
(大阪・男性)

二人の子供を育てる主婦です。歴史の事実を知ること、未来を見つめる時、そのことの意味の大きさを日々痛感しています。日本の植民地支配、そしてアジア太平洋戦争によって、日本が東アジアの人々に対して犯した罪。その事実を認め反省することからスタートしなければ、日本の未来はないと私は思っています。

現在、多くの日本人たちは「知らない」ことによる罪を再び犯している。私たち一人一人には、「知る義務」がある。そして、それは「知る権利」を行使することに通じます。

被害と加害の関係をあいまいにした日韓会談の内容を示す文書を公開することが、私たち日本人と韓国・朝鮮の人たちとの、真の友人関係を作る第一歩だと私は考えます。
(東京・女性)

韓国だより「市民連帯速報」から 強制動員真相究明市民連帯発行 (吉澤 文寿 訳)

市民連帯速報 第 11 号 (2006 年 8 月 15 日) 1 面

(声明文)

日本強制動員戦犯企業及び韓国の請求権資金受惠企業等、韓日協定責任企業を発表して
—解放 61 周年を迎え、日帝強制動員被害者たちは歴史の正義の方向を変えようとしている—

36 年間の日帝強占期における日帝による侵略戦争の弾よけとして、また鉱山や工場に連行された被害者たちに残されたものは憤怒と苦痛と嗚咽のみだった。ついに帰れなかった私の父母、帰っても戦争の後遺症で満身創痍になった私の肉親と精神。

我々はその苦痛を大韓民国政府が慰めてくれるものと信じた。日本政府が繰り返し謝罪するものと思っていた。我々を獣のように扱った日本戦犯企業も、1965 年の韓日協定締結時に、我々の血と苦痛の代価として受け取った請求権資金で成長した韓国企業も、良心があるはずで、日帝被害者のために責任をとるだろうと信じていたのだった。

その歳月が 61 年だ。今や誤った歴史の方向を変えねばならない。これ以上被害者たちが恨（ハン）を解けないままこの世を去ることがないように、我々日帝強制動員被害者たちが正義を取り戻すだろう。その歴史的一步を、今日、この場で踏み出そうとしている。

三菱重工業、新日本製鐵、不二越、昭和電工、日本鋼管株式会社、東京麻糸、三井、太平洋マテリアル、住友金属工業、岡本

これらは日本の第 1 次強制動員戦犯企業 10 社である。

ポスコ、韓国道路公社、韓国鉄道公社、外換銀行、韓国電力公社、KT、KT&G、韓国水資源公社、韓国科学技術院、気象庁

これらは韓国の第 1 次請求権資金成長企業 10 社である。

そして、日本政府と韓国政府！

これらはすべて過去の行為に対して責任を履行しない限り、決して韓日協定の責任企業という汚名を晴らすことも、持続する責任履行に対する歴史的な要求からも、これらの責任企業は決して自由になることはできない。

韓国政府は誠意を持って被害者たちのための、被害者たちによる対策を講じようとするならば、被害者たちの声に耳を傾けねばならない。我々被害者たちに、もう一度犠牲を強要した韓日協定の問題を解決できる財団を設立し、責任企業が責任を負い、被害者たちの苦痛が治まるように窓口を設けなければならない。

また、数百万の朝鮮人たちに血の涙を流させておきながら、反人権的犯罪を犯しておきながら、公式的な謝罪も補償も全くなく、靖国神社参拝の策動、教科書歪曲、公然たる侵略準備などの反人倫的な画策を企む極悪無道な日本政府は目を覚ませ。被害者たちは死なない。永遠に歴史に残されるし、後世の者がおまえたらの犯罪を記憶するだろう。日本の過去に対して被害者と人類の前に膝を揃えて謝罪せよ。

平和は喉が枯れるくらいいいくら叫んでも、日帝強制動員被害者に正義が取り戻されねばならないことは、いくら強調しても強調しすぎることはない。日帝強制動員被害者たちの人権と正義を回復させることはまさに誤った歴史の車輪を正しい方向に向けることである。完全な過去清算とは、韓日両国政府と責任企業すべてが反省し、責任を履行することなしに、決して実現できないと言うことを肝に銘じることを望む。

2006 年 8 月 11 日

日本の強制動員戦犯企業及び韓国の請求権資金受惠企業等・韓日協定責任企業被害者選定委員会、強制動員真相究明市民連帯（ナムムの家、デチャン養老院、大韓民国対日民族訴訟団、サハリン帰国同胞協会、浮島事件被害者賠償推進委員会、日本軍「慰安婦」歴史館、日帝強制連行韓国生存者協会、挺身隊ハルモニとともにする市民の会、太平洋戦争被害者光州遺族会、(社) 中ソ離散家族会、太平洋戦争被害者補償推進協議会、(社) 太平洋戦争被害者遺族会全南支部、(社) 韓国原爆被害者協会大邱支部、韓国シベリア朔風会、(社) 韓国原爆被害者協会、太平洋戦争京畿道遺族会、韓国原爆 2 世歓友会、大邱 KYC、民主社会のための弁護士会、平和市民連帯、平和統一大邱市民連帯、韓日民族問題学会)

市民連帯速報 第12号 (2006年8月22日) 1面

「親日派没収財産、被害者に返せ」

市民連帯、記者会見を開き、政府の被害補償責任及び関連法案の改定、積極的努力を促す

キム・インソン市民連帯委員長は記者会見文を通して、「依然として親日反民族売国奴たちは歴史を惑わし、彼らの子孫は先祖の過去に対する悔いもなく暮らしている」、「今や社会正義と歴史を正すときなのであり、乙巳五賊と丁未七敵など、親日派400名の財産を没収し、日帝強制動員被害者の命と引き替えに生じた彼らの財産を、今こそ被害者に返さなければならない」と訴えた。このために「財産調査委はこのような国民の念願を実現させ、日帝被害者たちの正義回復のため、率先して行動しなければならない」と述べた。

市民連帯はこれとともに、現在の政府が発議した「日帝強占下国外強制動員被害者等の支援に関する法律」を改定することを要求した。彼らが改定を要求する内容は、

- ▲第15条2項を除外すること
- ▲被害者のための財団設立条項を追加すること
- ▲遺族の範囲を相続法に合わせて修正すること

などである。

市民連帯は記者会見を終えた後、このような内容の書面請願書を被害者たちの署名とともに財産調査委に提出した。

市民連帯速報 第12号 (2006年8月22日) 2面 <日帝被害者解放コラム>

晩時之嘆（時機を逸して嘆くこと）だが、政府から日帝強制動員真相究明を行っているので、実に幸いなことだ。にもかかわらず、被害者家族の一人として心の沈鬱に耐えきれず、政府が被害者家族を乞食扱いしているようで呪わしい限りだ。

どういうわけか、真相を究明しようとする、政府次元で調査漏れや悔やむ被害者家族が出ないように心血を注がねばならないし、後続措置もまた事案に合うように推進されるべきである。

政府は去る65年、あれほど大多数の国民が反対したにもかかわらず、金鍾泌氏、李東元氏（当時外務部長官）、金東祚氏（駐日大使）などが「水鬼作戦」を展開し、対日請求権を行使し、（以下協定）3億ドルを受け取り経済建設に投資した。とにかくこれをテコに、大韓民国は世界経済10大国に入った。様々な強制動員を通じて日本に連れてこられた我々の父、叔父、母、いとこたちの血が流れた代価だといえる。政府はわが国民が日本に強制的に連れて行かれるのを防ぐことができなかったことに対する無限の責任から抜け出ることができない。にもかかわらず、補償法で提示されたのが現地死亡者は2千万ウォン？ 負傷生還者は医療費補助として年50万ウォン？ 生還して死亡したものは子孫の学資金補助として14万ウォン？ だなんて、道端の犬だって笑うことだ。参与政府の発足後各種のデモが頻繁になった理由を今こそ肌で感じます。税金を上げることのほかには国民生活に関心がない腐りきった与野政治家たちと、要職に座って無知な頭で各種政策を立案した高位公職者たちのためなのだなと。

大統領以下、すべての公職者、政治家たちは何のために存在するのか。これは民衆すべてが一人一人しっかり生きることができるよう各自の責務の通りに仕事をせよと、国民が給料を与えて、仕事をさせているのである。政府の誤りで悔しさを訴えるデモが多いです。強制動員補償法もまた、デモの対象にならざるを得ません。これは政府がデモをするように奨励したのも同然です。望むことだが、政府では強制動員市民連帯から提案した大きなイシューである財団設立を政府で作ってくれなければならない、被害者の家族が納得できる十分な補償がなされねばなりません。ある家庭に家長や柱になる人がいなくなったときに、その家庭はバラバラになり、その後遺症は子孫代々に続くものです。これを金でどうやって計算できるのですか。しかし、過去のことなので政府では調査期間を延ばして真相を明白にしなければならない、十分な補償で被害者を慰労しなければならないだろう。

(キム・ソンウォル)

事務局だより

日本全国から会員になって いただき 感謝申し上げます ～都道府県別 会員・サポーター会員数～

求める会は、韓国在住会員 274 名、日本国内在住の会員 159 名、サポーター会員 91 名の、合計 524 名となりました。北は北海道から南は福岡県まで、20 都道府県からの参加です。

北海道 (4) 東京 (81) 神奈川 (18)
千葉 (14) 栃木 (1) 埼玉 (11) 群馬 (1)
富山 (1) 新潟 (2) 長野 (1) 山梨 (2)
静岡 (3) 愛知 (36) 岐阜 (3) 三重 (1)
滋賀 (4) 大阪 (29) 京都 (18) 兵庫 (7)
福岡 (10) 住所不明 (3)

現在、関西事務所の中田光信さん、韓国事務所の村山一兵さんがシンポジウムの開催や、サポーター会員の募集、情報の提供などに協力して下さっています。

他の地域でも拠点を作って、草の根の運動を広げることができればと願っています。

9 月 18 日に東京で開かれる報告集会のような集まりを企画してくだされば、講師の派遣などへの協力を検討します。

「求める会」総会は 12 月

総会に併せて一大イベントを考慮中、次号ニュースは、11 月発行の予定です。

◇ 日韓会談文書・全面公開を求める会

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい日韓両市民が集まり、当事者会員と会員・サポーター会員の年会費で活動しています。現在、サポーター会員を広く募集しています。

サポーター会員年会費 1,000 円

◇ 当会ホームページ（随時更新中）

<http://www7.0038.net/~nikkanbunsyo/>
会の活動内容などを、更新しています。

カンパありがとうございました

ニュース第 1 号でカンパをお願いした結果、会員 14 名から 49600 円、サポーター会員 8 名から 16000 円、合計 65600 円（80 円切手 20 枚を含む）が寄せられました。

今回も振込み用紙を同封しましたので、どうぞよろしくご協力いただきますよう、お願いいたします。

スタッフ大募集

◇韓国語の翻訳

韓国の会員から送られてくるニュースや陳述書を、和訳してくださる方を募集しています。事務局までご連絡下さい。

◇印刷等の事務作業

現在、事務局は少数で切り盛りしています。印刷は飯田橋・東京ボランティアセンターで行なっています。手伝ってくださる方、事務局までご連絡下さい。

会員メーリングリストの開設

会員同士の交流・情報交換の場として、会員メーリングリストの開設を望む声が寄せられていますが、お申込みが少なく開設できません。どんどんお申込み下さい。

登録希望はこちらへ。

E-mail : nikkanbunsyo@yahoo.co.jp

お詫びして訂正いたします

ニュース第 1 号において、日本の請求人 188 名は 143 名、韓国の請求人 143 名は 188 名の誤りでした。また、事務局連絡先の郵便番号と口座番号の誤りがあり、今回修正致しました。謹んでお詫びいたします。

◇ 発 行 ◇

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子
山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

（事務局）

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX : 0463-95-4662

E-mail : nikkanbunsyo@yahoo.co.jp

郵便振替口座 / 00820-7-102287

加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会